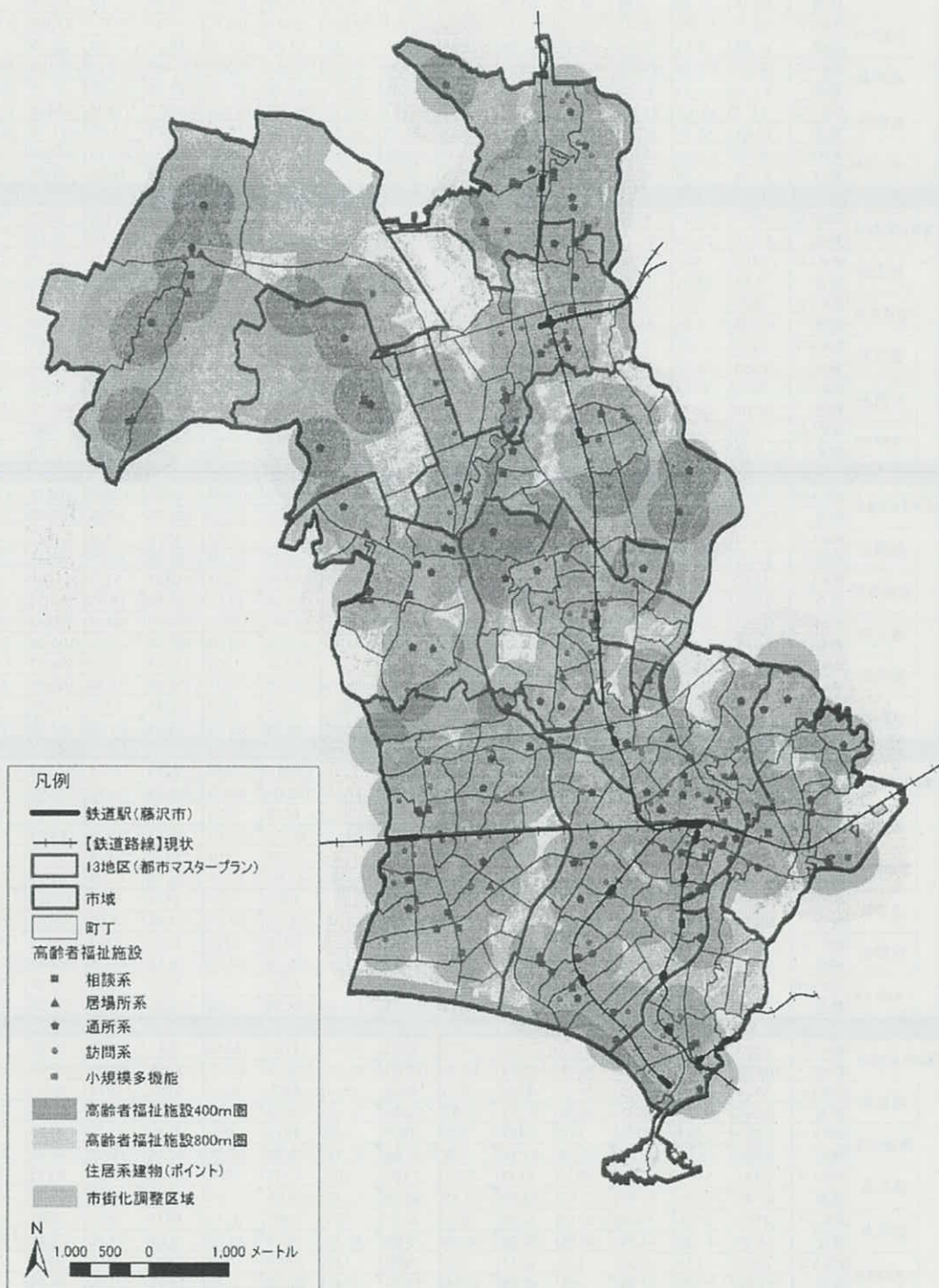
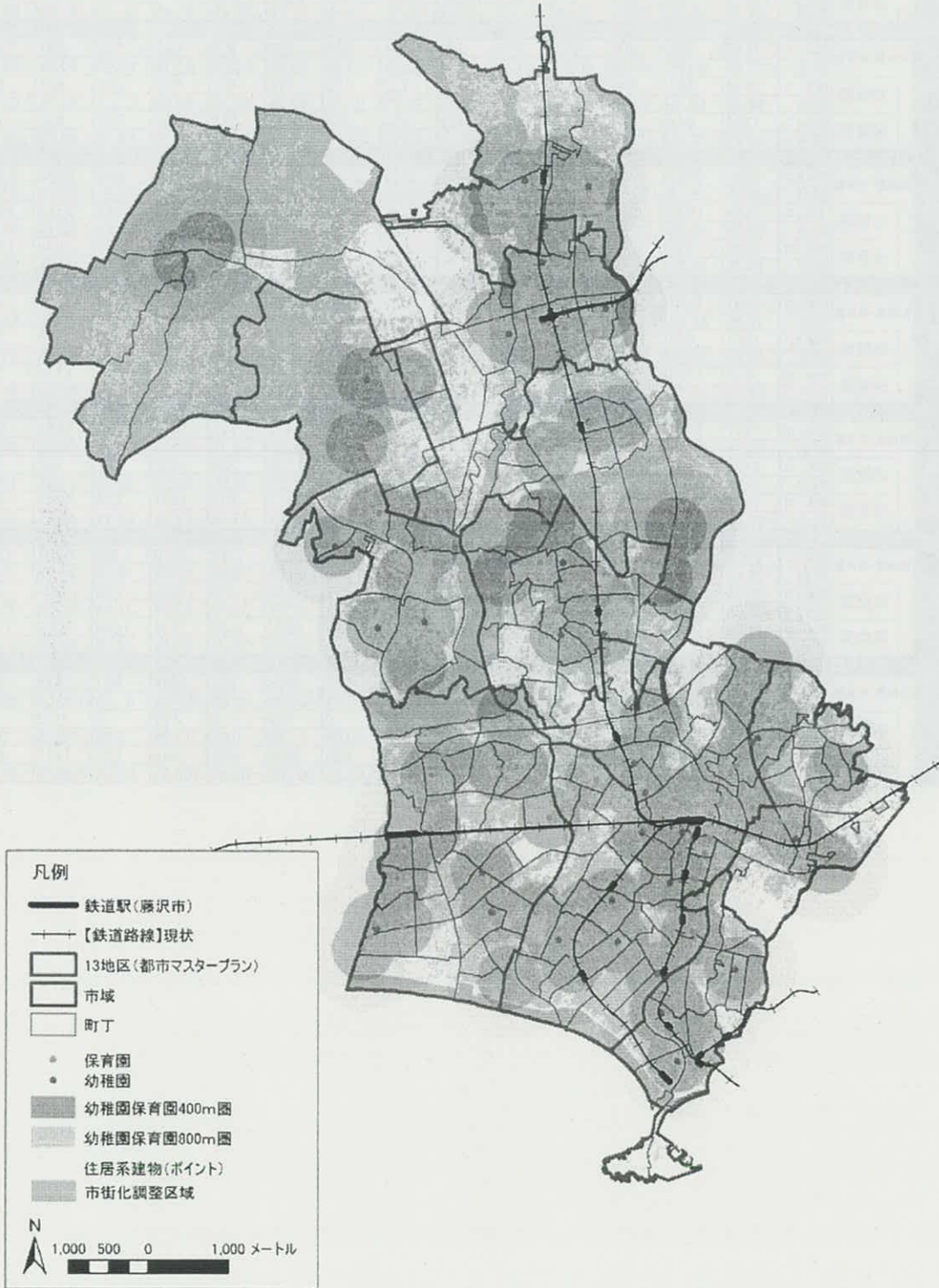


④福祉施設



		H22		H27		H32		H37		H42		H47		H52		
		800m	400m	800m	400m	800m	400m	800m	400m	800m	400m	800m	400m	800m	400m	
		5254		6493		7363		8128		9154		10407		11848		
湘南台	人口	5254	4350	6493	5399	7363	6161	8128	6852	9154	7774	10407	8864	11848	10122	
	高齢者福祉施設	圏域人口	5254	4350	6493	5399	7363	6161	8128	6852	9154	7774	10407	8864	11848	10122
		割合	100.0%	82.8%	100.0%	83.1%	100.0%	83.7%	100.0%	84.3%	100.0%	84.9%	100.0%	85.2%	100.0%	85.4%
	相談系	圏域人口	3698	1064	4454	1250	4934	1368	5265	1431	5736	1508	6399	1648	7141	1839
		割合	70.4%	20.3%	68.6%	19.2%	67.0%	18.6%	64.8%	17.6%	62.7%	16.5%	61.5%	15.8%	60.3%	15.5%
	居場所系	圏域人口	3473	910	4188	1095	4626	1226	4884	1276	5245	1317	5774	1405	6390	1551
		割合	66.1%	17.3%	64.5%	16.9%	62.8%	16.7%	60.1%	15.7%	57.3%	14.4%	55.5%	13.5%	53.9%	13.1%
	通所系	圏域人口	5163	3276	6375	4058	7226	4646	7975	5183	8987	5909	10217	6739	11629	7778
		割合	98.3%	62.4%	98.2%	62.5%	98.1%	63.1%	98.1%	63.8%	98.2%	64.8%	98.2%	64.8%	98.1%	65.6%
	訪問系	圏域人口	5244	4089	6481	5089	7349	5822	8113	6498	9139	7400	10392	8459	11831	9672
		割合	99.8%	77.8%	99.8%	78.4%	99.8%	79.1%	99.8%	79.9%	99.8%	80.8%	99.9%	81.3%	99.9%	81.6%
小規模多機能	圏域人口	1690	303	2216	465	2635	632	3101	851	3698	1123	4308	1385	5025	1685	
	割合	32.2%	5.8%	34.1%	7.2%	35.8%	8.6%	38.2%	10.5%	40.4%	12.3%	41.4%	13.3%	42.4%	14.2%	
遠藤	人口	1403	836	1740	998	1925	1074	1940	1064	2202	1177	2677	1394	3243	1679	
	高齢者福祉施設	圏域人口	1379	836	1712	998	1895	1074	1940	1064	2202	1177	2677	1394	3243	1679
		割合	98.3%	59.6%	98.4%	57.4%	98.4%	55.8%	98.5%	54.0%	98.5%	52.7%	98.6%	51.4%	98.6%	51.1%
	相談系	圏域人口	776	207	967	246	1073	264	1103	260	1254	287	1529	339	1853	408
		割合	55.3%	14.7%	55.6%	14.1%	55.8%	13.7%	56.0%	13.2%	56.2%	12.9%	56.3%	12.5%	56.4%	12.4%
	居場所系	圏域人口	934	214	1178	258	1318	279	1368	278	1566	309	1922	369	2334	444
		割合	66.6%	15.3%	67.7%	14.8%	68.5%	14.5%	69.4%	14.1%	70.1%	13.9%	70.8%	13.6%	71.0%	13.5%
	通所系	圏域人口	1378	810	1711	964	1893	1035	1939	1022	2200	1129	2675	1334	3240	1605
		割合	98.2%	57.7%	98.3%	55.4%	98.4%	53.8%	98.4%	51.9%	98.5%	50.5%	98.5%	49.1%	98.5%	48.8%
	訪問系	圏域人口	476	53	634	63	736	68	794	67	934	74	1177	87	1438	105
		割合	33.9%	3.8%	36.4%	3.6%	38.2%	3.5%	40.3%	3.4%	41.8%	3.3%	43.4%	3.2%	43.7%	3.2%
小規模多機能	圏域人口	342	53	407	63	437	68	431	67	476	74	561	87	675	105	
	割合	24.4%	3.8%	23.4%	3.6%	22.7%	3.5%	21.9%	3.4%	21.3%	3.3%	20.7%	3.2%	20.5%	3.2%	
長後	人口	6514	5289	7502	6147	7793	6391	7694	6315	7778	6386	8264	6764	9366	7636	
	高齢者福祉施設	圏域人口	6465	5289	7502	6147	7793	6391	7694	6315	7778	6386	8264	6764	9366	7636
		割合	99.2%	81.2%	99.2%	81.3%	99.1%	81.3%	99.0%	81.2%	99.0%	81.3%	99.1%	81.1%	99.1%	80.8%
	相談系	圏域人口	2669	728	3116	845	3275	888	3252	880	3298	891	3504	963	3932	1102
		割合	41.0%	11.2%	41.2%	11.2%	41.6%	11.3%	41.8%	11.3%	42.0%	11.3%	42.0%	11.5%	41.6%	11.7%
	居場所系	圏域人口	4527	2144	5287	2501	5538	2624	5494	2604	5567	2640	5882	2801	6587	3141
		割合	69.5%	32.9%	69.9%	33.1%	70.4%	33.4%	70.7%	33.5%	70.9%	33.6%	70.5%	33.6%	69.7%	33.2%
	通所系	圏域人口	6395	4604	7423	5355	7713	5568	7616	5503	7700	5567	8179	5880	9264	6620
		割合	98.2%	70.7%	98.1%	70.8%	98.1%	70.8%	98.0%	70.8%	98.0%	70.8%	98.0%	70.5%	98.1%	70.1%
	訪問系	圏域人口	5590	3747	6479	4331	6706	4460	6610	4385	6678	4425	7081	4688	8029	5329
		割合	85.8%	57.5%	85.7%	57.3%	85.3%	56.7%	85.0%	56.4%	85.0%	56.3%	84.9%	56.2%	85.0%	56.4%
小規模多機能	圏域人口	3558	1632	4166	1925	4385	2054	4361	2056	4424	2094	4674	2210	5213	2433	
	割合	54.6%	25.1%	55.1%	25.4%	55.8%	26.1%	56.1%	26.5%	56.3%	26.6%	56.0%	26.5%	55.2%	25.8%	
御所見	人口	4219	2136	5051	2554	5333	2693	5249	2644	5110	2570	5255	2641	5001	2886	
	高齢者福祉施設	圏域人口	3685	2136	4409	2554	4654	2693	4569	2644	4437	2570	4557	2641	5001	2886
		割合	87.3%	50.6%	87.3%	50.6%	87.3%	50.5%	87.0%	50.4%	86.8%	50.3%	86.7%	50.2%	86.2%	49.8%
	相談系	圏域人口	1484	684	1736	789	1766	795	1667	737	1538	669	1534	669	1663	738
		割合	35.2%	16.2%	34.4%	15.6%	33.1%	14.9%	31.8%	14.0%	30.1%	13.1%	29.2%	12.7%	28.7%	12.7%
	居場所系	圏域人口	2269	1047	2668	1216	2741	1231	2630	1163	2470	1078	2495	1087	2720	1193
		割合	53.8%	24.8%	52.8%	24.1%	51.4%	23.1%	50.1%	22.2%	48.3%	21.1%	47.5%	20.7%	46.9%	20.6%
	通所系	圏域人口	3205	1271	3818	1524	4003	1600	3901	1575	3749	1528	3827	1562	4177	1691
		割合	76.0%	30.1%	75.6%	30.2%	75.1%	30.0%	74.3%	30.0%	73.4%	29.9%	72.8%	29.7%	72.0%	29.2%
	訪問系	圏域人口	3354	1385	4014	1657	4241	1746	4163	1710	4038	1652	4143	1690	4542	1842
		割合	79.5%	32.8%	79.5%	32.8%	79.5%	32.7%	79.3%	32.6%	79.0%	32.3%	78.8%	32.2%	78.3%	31.8%
小規模多機能	圏域人口	828	270	1039	341	1176	391	1238	414	1317	444	1420	481	1595	537	
	割合	19.6%	6.4%	20.6%	6.7%	22.1%	7.3%	23.6%	7.9%	25.8%	8.7%	27.0%	9.2%	27.5%	9.3%	

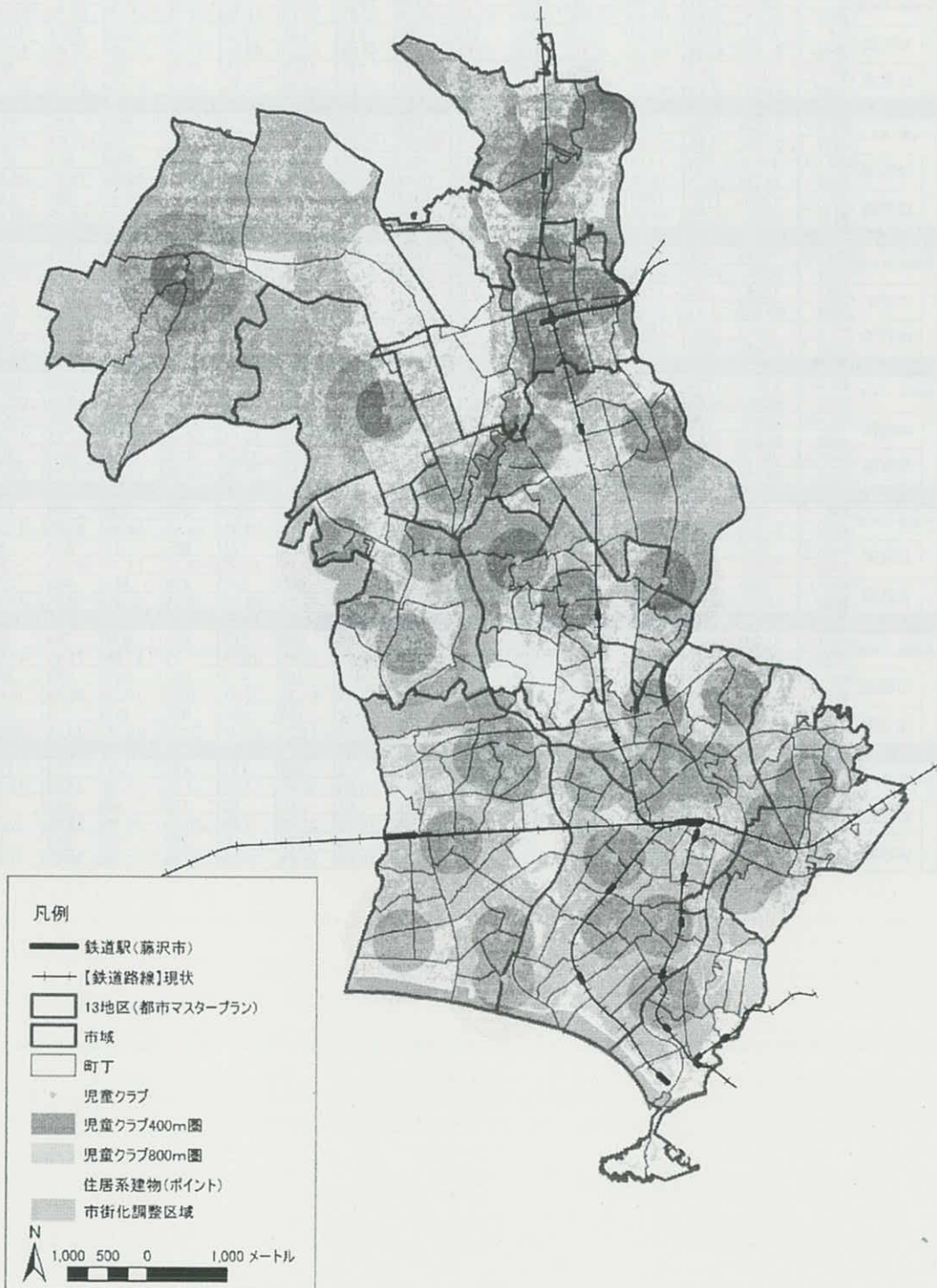
⑤ 幼稚園・保育所



	人口	H22		H27		H32		H37		H42		H47		H52		
		800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	
藤沢市	人口	25921		24128		21297		20255		20583		20329		19837		
	幼稚園・保育園	園域人口	24263	16288	22590	15461	19945	13732	18980	12970	19270	13099	19075	12916	18627	12562
		割合	93.6%	62.8%	93.6%	64.1%	93.7%	64.5%	93.7%	64.0%	93.6%	63.6%	93.8%	63.5%	93.9%	63.3%
	幼稚園	園域人口	18483	8026	17587	7701	15457	6705	14762	6459	15072	6568	14966	6537	14644	6409
		割合	71.3%	31.0%	72.9%	31.9%	72.6%	31.5%	72.9%	31.9%	73.2%	31.9%	73.6%	32.2%	73.8%	32.3%
保育園	園域人口	23622	12848	21943	12210	19413	10952	18504	10283	18742	10368	18577	10228	18154	9930	
	割合	91.1%	49.6%	90.9%	50.6%	91.2%	51.4%	91.4%	50.8%	91.1%	50.4%	91.4%	50.3%	91.5%	50.1%	
片瀬	人口	1162		960		779		729		723		694		633		
	幼稚園・保育園	園域人口	1145	931	950	773	773	629	724	586	720	582	692	558	631	508
		割合	98.5%	80.1%	99.0%	80.5%	99.2%	80.7%	99.3%	80.4%	99.6%	80.5%	99.7%	80.4%	99.8%	80.3%
	幼稚園	園域人口	1144	894	949	600	772	487	723	450	719	451	691	439	631	404
		割合	98.4%	59.7%	98.9%	62.5%	99.0%	62.5%	99.2%	61.8%	99.5%	62.4%	99.6%	63.2%	99.7%	63.8%
保育園	園域人口	1103	664	891	506	727	422	684	398	681	395	652	380	595	345	
	割合	94.9%	57.1%	92.8%	52.7%	93.3%	54.1%	93.8%	54.6%	94.2%	54.7%	94.0%	54.7%	94.0%	54.6%	
鶴沼	人口	3591		3258		2918		2908		2999		3020		2952		
	幼稚園・保育園	園域人口	3591	2697	3258	2495	2918	2255	2907	2228	2999	2301	3020	2320	2952	2273
		割合	100.0%	75.1%	100.0%	76.6%	100.0%	77.3%	100.0%	76.6%	100.0%	76.7%	100.0%	76.8%	100.0%	77.0%
	幼稚園	園域人口	3184	1685	2957	1609	2654	1378	2648	1431	2748	1495	2774	1515	2719	1494
		割合	88.7%	46.9%	90.8%	49.4%	91.0%	47.2%	91.1%	49.2%	91.6%	49.8%	91.8%	50.2%	92.1%	50.6%
保育園	園域人口	3569	1992	3235	1827	2899	1684	2890	1640	2982	1689	3005	1702	2939	1673	
	割合	99.4%	55.5%	99.3%	56.1%	99.4%	57.7%	99.4%	56.4%	99.4%	56.3%	99.5%	56.4%	99.5%	56.7%	
辻堂	人口	2469		2363		2015		1892		1890		1872		1829		
	幼稚園・保育園	園域人口	2467	1537	2362	1567	2014	1317	1892	1231	1890	1242	1871	1224	1829	1181
		割合	99.9%	62.3%	100.0%	66.3%	100.0%	65.3%	100.0%	65.0%	100.0%	65.7%	100.0%	65.4%	100.0%	64.5%
	幼稚園	園域人口	1951	823	1968	819	1672	677	1572	621	1579	619	1564	604	1525	570
		割合	79.0%	33.3%	83.3%	34.7%	83.0%	33.6%	83.1%	32.8%	83.5%	32.7%	83.5%	32.3%	83.4%	31.2%
保育園	園域人口	2333	1005	2232	1035	1904	854	1791	794	1793	800	1779	790	1744	767	
	割合	94.5%	40.7%	94.5%	43.8%	94.5%	42.4%	94.7%	41.9%	94.9%	42.3%	95.0%	42.2%	95.3%	41.9%	
村岡	人口	2008		1728		1455		1435		1438		1428		1370		
	幼稚園・保育園	園域人口	1991	1061	1709	857	1439	736	1420	740	1422	729	1412	723	1354	692
		割合	99.2%	52.8%	98.9%	49.6%	98.9%	50.6%	99.0%	51.5%	98.9%	50.7%	98.9%	50.6%	98.8%	50.5%
	幼稚園	園域人口	1429	397	1247	311	1054	286	1046	305	1038	285	1032	282	982	269
		割合	71.2%	19.8%	72.2%	18.0%	72.5%	19.7%	72.9%	21.2%	72.2%	19.8%	72.2%	19.7%	71.6%	19.6%
保育園	園域人口	1985	1008	1703	818	1435	694	1415	682	1417	689	1407	686	1349	660	
	割合	98.9%	50.2%	98.6%	47.3%	98.6%	47.7%	98.6%	47.5%	98.5%	47.9%	98.5%	48.1%	98.5%	48.1%	
藤沢	人口	2622		2565		2361		2203		2243		2294		2327		
	幼稚園・保育園	園域人口	2598	2025	2540	1997	2339	1860	2181	1714	2220	1726	2270	1746	2301	1747
		割合	99.1%	77.2%	99.0%	77.9%	99.1%	78.8%	99.0%	77.8%	99.0%	76.9%	98.9%	76.1%	98.9%	75.1%
	幼稚園	園域人口	2175	821	2133	795	1976	752	1831	698	1855	710	1885	720	1897	718
		割合	83.0%	31.3%	83.2%	31.0%	83.7%	31.8%	83.1%	31.7%	82.7%	31.6%	82.2%	31.4%	81.5%	30.9%
保育園	園域人口	2559	1913	2521	1928	2323	1801	2166	1659	2207	1675	2258	1699	2290	1703	
	割合	97.6%	73.0%	98.3%	75.2%	98.4%	76.3%	98.4%	75.3%	98.4%	74.7%	98.4%	74.1%	98.4%	73.2%	
明治	人口	1819		1767		1678		1543		1488		1446		1415		
	幼稚園・保育園	園域人口	1819	1190	1767	1162	1678	1134	1543	985	1488	932	1446	887	1415	853
		割合	100.0%	65.4%	100.0%	65.8%	100.0%	67.6%	100.0%	63.8%	100.0%	62.6%	100.0%	61.3%	100.0%	60.3%
	幼稚園	園域人口	166	0	176	0	159	0	166	0	169	0	172	0	173	0
		割合	9.1%	0.0%	10.0%	0.0%	9.5%	0.0%	10.8%	0.0%	11.4%	0.0%	11.9%	0.0%	12.3%	0.0%
保育園	園域人口	1819	1190	1767	1162	1678	1134	1543	985	1488	932	1446	887	1415	853	
	割合	100.0%	65.4%	100.0%	65.8%	100.0%	67.6%	100.0%	63.8%	100.0%	62.6%	100.0%	61.3%	100.0%	60.3%	

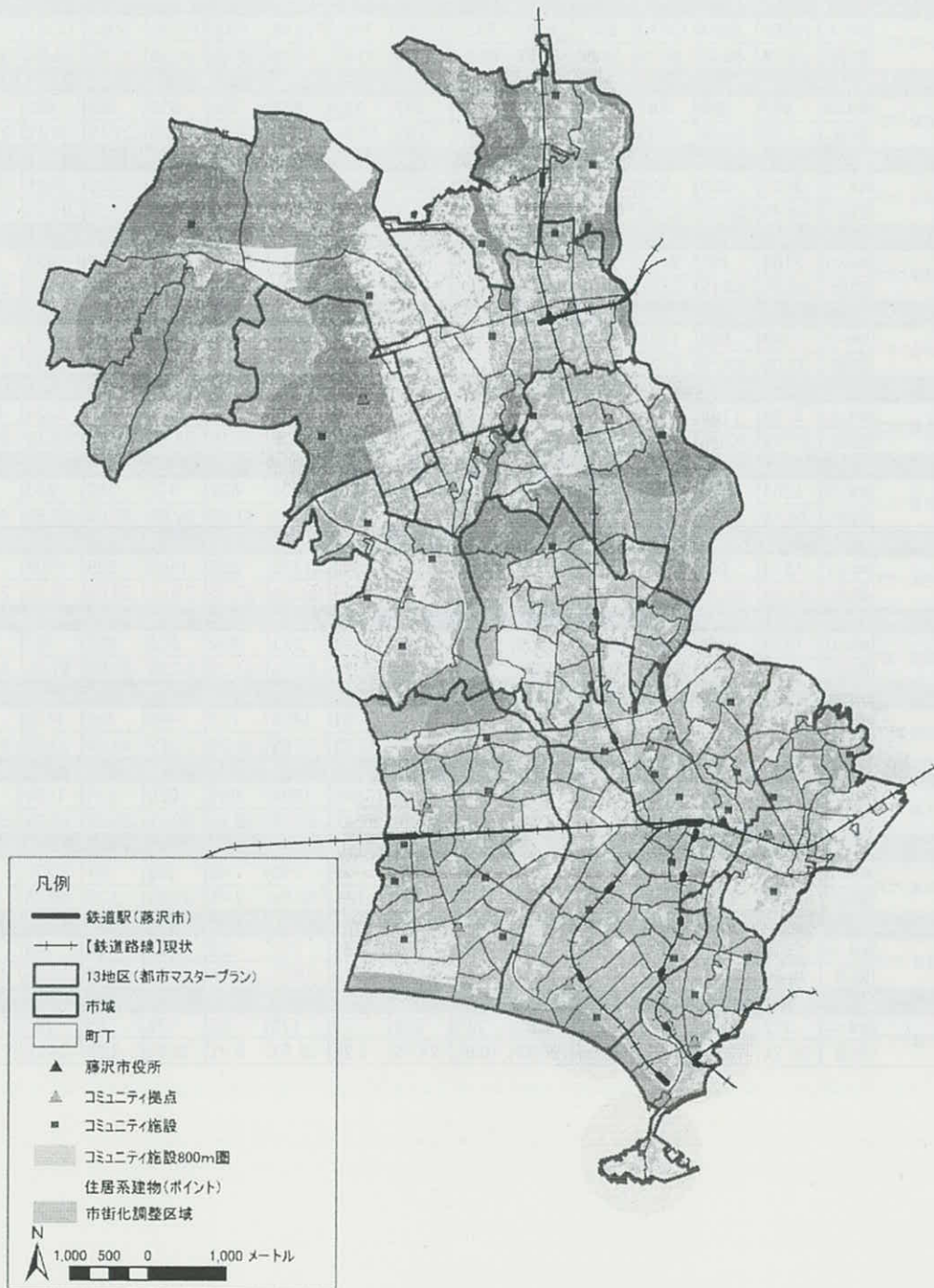
		H22		H27		H32		H37		H42		H47		H52		
		800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	800m圏	400m圏	
		人口		2480		2448		2141		2026		2063		2136		2326
善行	幼稚園・保育園	園域人口	2408	1487	2389	1555	2085	1340	1968	1265	2003	1285	2123	1348	2255	1419
		割合	97.1%	59.9%	97.6%	63.5%	97.4%	62.6%	97.1%	62.4%	97.1%	62.3%	97.1%	61.7%	96.9%	61.0%
	幼稚園	園域人口	2131	1053	2203	1104	1906	956	1789	916	1821	934	1920	982	2023	1039
		割合	85.9%	42.4%	90.0%	45.1%	89.0%	44.6%	88.3%	45.2%	88.3%	45.3%	87.8%	44.9%	87.0%	44.7%
	保育園	園域人口	2318	848	2269	921	1984	784	1875	713	1903	715	2012	752	2136	787
割合		93.4%	34.2%	92.7%	37.6%	92.7%	36.6%	92.5%	35.2%	92.2%	34.7%	92.0%	34.4%	91.8%	33.8%	
湘南大庄	幼稚園・保育園	園域人口	1888	1409	1799	1349	1346	1010	1083	814	959	720	884	664	811	610
		割合	100.0%	74.6%	100.0%	75.0%	100.0%	75.0%	100.0%	75.2%	100.0%	75.1%	100.0%	75.0%	100.0%	75.2%
	幼稚園	園域人口	1477	494	1416	517	1046	377	830	290	729	251	666	226	607	206
		割合	78.2%	26.2%	78.7%	28.7%	77.7%	28.0%	76.6%	26.8%	76.0%	26.2%	75.3%	25.6%	74.8%	25.4%
	保育園	園域人口	1805	1127	1697	1049	1270	791	1027	646	910	574	838	530	769	487
割合		95.6%	59.7%	94.3%	58.3%	94.3%	58.7%	94.8%	59.6%	94.9%	59.9%	94.8%	59.9%	94.8%	60.1%	
六会	幼稚園・保育園	園域人口	1978	852	1907	875	1709	768	1659	730	1637	719	1663	730	1552	683
		割合	90.5%	39.0%	90.9%	41.7%	91.0%	40.9%	91.1%	40.1%	91.5%	40.1%	91.8%	40.3%	92.3%	40.6%
	幼稚園	園域人口	1085	244	1153	316	1043	270	1011	246	1018	242	1055	255	1012	239
		割合	49.6%	11.1%	55.0%	15.0%	55.5%	14.4%	55.5%	13.5%	56.9%	13.5%	58.2%	14.1%	60.2%	14.2%
	保育園	園域人口	1959	807	1888	835	1692	734	1642	700	1619	689	1645	703	1535	658
割合		89.6%	36.9%	90.0%	39.8%	90.0%	39.1%	90.2%	38.4%	90.5%	38.5%	90.8%	38.8%	91.2%	39.1%	
湘南台	幼稚園・保育園	園域人口	2105	1724	1877	1603	1933	1652	2006	1718	2106	1811	2021	1740	1960	1680
		割合	98.3%	80.5%	98.6%	84.2%	98.8%	84.5%	99.0%	84.8%	99.2%	85.3%	99.3%	85.5%	99.4%	85.2%
	幼稚園	園域人口	2066	999	1851	870	1906	895	1978	930	2077	980	1993	949	1932	934
		割合	96.5%	46.6%	97.2%	45.7%	97.4%	45.7%	97.6%	45.9%	97.8%	46.1%	97.9%	46.6%	97.9%	47.3%
	保育園	園域人口	2072	1401	1854	1351	1912	1400	1988	1455	2091	1536	2008	1470	1948	1409
割合		96.7%	65.4%	97.4%	71.0%	97.7%	71.6%	98.1%	71.8%	98.5%	72.3%	98.6%	72.2%	98.7%	71.4%	
遠藤	幼稚園・保育園	園域人口	589	357	451	267	417	246	425	249	694	368	557	306	488	270
		割合	87.5%	53.0%	87.0%	51.5%	86.9%	51.2%	86.8%	51.0%	84.7%	44.9%	85.4%	46.8%	85.6%	47.3%
	幼稚園	園域人口	254	67	205	54	191	50	196	51	386	101	293	77	253	66
		割合	37.8%	9.9%	39.6%	10.3%	39.9%	10.4%	40.1%	10.5%	47.1%	12.3%	44.9%	11.7%	44.3%	11.6%
	保育園	園域人口	504	301	382	221	353	203	359	206	565	282	459	241	403	214
割合		74.9%	44.7%	73.7%	42.7%	73.6%	42.4%	73.4%	42.1%	69.0%	34.5%	70.4%	36.9%	70.7%	37.5%	
長後	幼稚園・保育園	園域人口	1767	792	1594	754	962	636	880	583	849	563	819	539	784	516
		割合	69.2%	44.8%	71.6%	47.3%	71.9%	47.6%	72.4%	48.0%	72.4%	48.0%	71.7%	47.2%	71.5%	47.0%
	幼稚園	園域人口	1036	584	971	559	816	471	746	431	718	415	693	398	662	380
		割合	58.6%	33.1%	60.9%	35.1%	61.0%	35.2%	61.4%	35.5%	61.3%	35.4%	60.6%	34.8%	60.4%	34.6%
	保育園	園域人口	1200	430	1124	407	947	342	867	312	836	301	805	289	771	276
割合		67.9%	24.3%	70.5%	25.5%	70.8%	25.6%	71.3%	25.7%	71.3%	25.6%	70.5%	25.3%	70.4%	25.2%	
御所見	幼稚園・保育園	園域人口	460	228	440	208	332	149	293	128	283	122	297	132	295	131
		割合	41.3%	20.5%	39.0%	18.4%	34.9%	15.6%	33.0%	14.5%	32.4%	14.0%	34.5%	15.3%	34.6%	15.4%
	幼稚園	園域人口	384	166	358	149	262	106	226	91	216	86	230	92	228	91
		割合	34.5%	14.9%	31.8%	13.2%	27.5%	11.1%	25.5%	10.3%	24.7%	9.8%	26.7%	10.7%	26.8%	10.7%
	保育園	園域人口	396	163	380	150	290	108	257	94	250	90	262	98	261	98
割合		35.6%	14.6%	33.7%	13.3%	30.4%	11.3%	29.0%	10.6%	28.6%	10.3%	30.4%	11.4%	30.6%	11.5%	

⑥児童クラブ



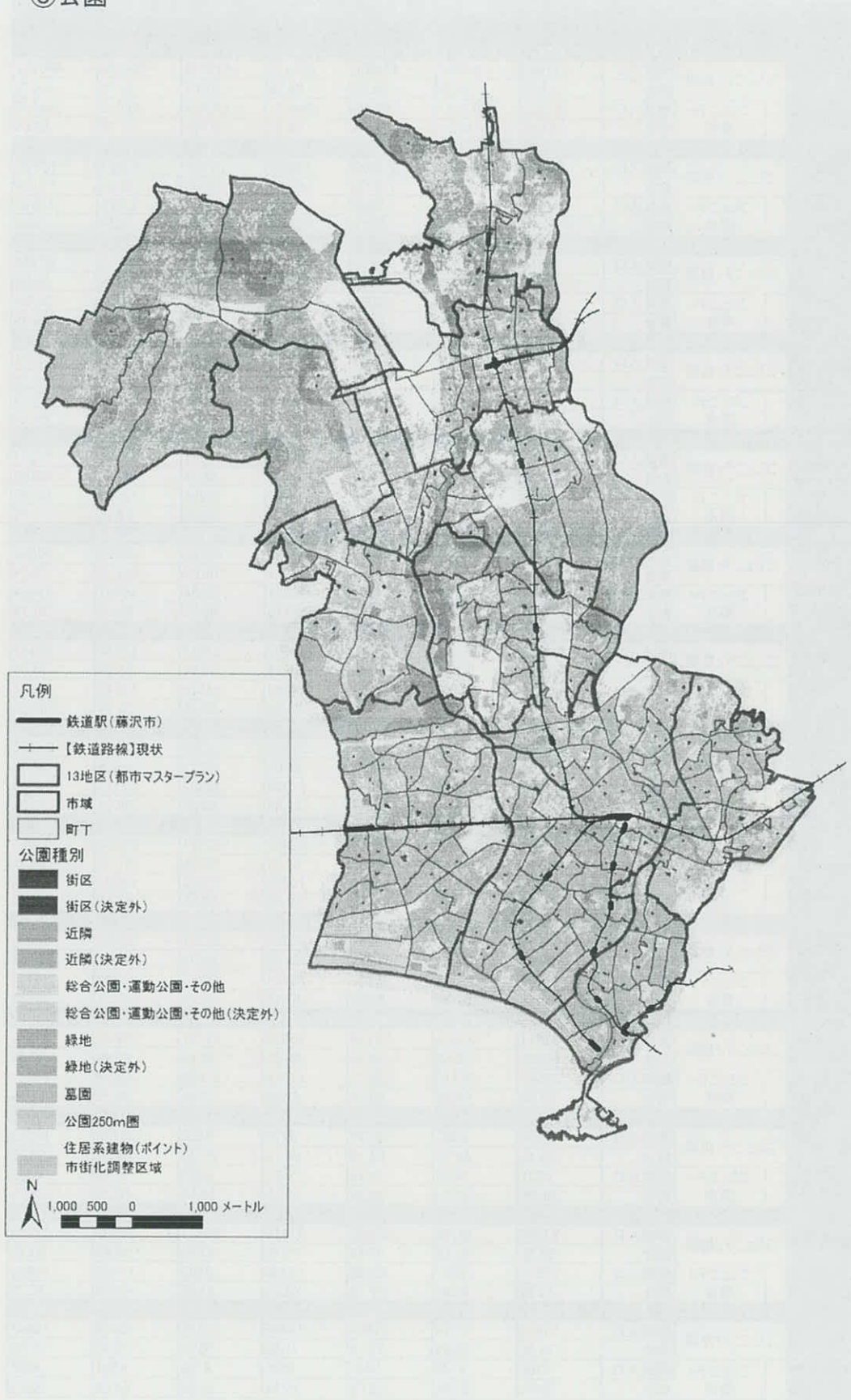
		H22		H27		H32		H37		H42		H47		H52		
		800m園	400m園	800m園	400m園	800m園	400m園	800m園	400m園	800m園	400m園	800m園	400m園	800m園	400m園	
藤沢市	人口	23064		22389		20966		18497		17657		17744		17471		
	児童クラブ	圏域人口	19988	9094	19310	8697	18191	8429	16046	7406	15248	7008	15235	6983	15081	6869
		割合	86.7%	39.4%	86.2%	38.8%	86.8%	40.2%	86.7%	40.0%	86.4%	39.7%	85.9%	39.4%	86.3%	39.3%
片瀬	人口	1126		1080		892		727		679		672		644		
	児童クラブ	圏域人口	817	326	847	297	647	227	542	195	514	180	512	182	492	180
		割合	72.6%	28.9%	78.4%	27.5%	72.5%	25.5%	74.5%	26.8%	75.8%	26.6%	76.2%	27.1%	76.4%	27.9%
鶴沼	人口	3247		3229		2966		2696		2650		2741		2761		
	児童クラブ	圏域人口	3097	1239	3093	1282	2837	1138	2580	1027	2533	999	2620	1029	2641	1023
		割合	95.4%	38.2%	95.8%	39.7%	95.6%	38.4%	95.7%	38.1%	95.6%	37.7%	95.6%	37.5%	95.7%	37.1%
辻堂	人口	2330		2278		2176		1861		1749		1746		1726		
	児童クラブ	圏域人口	2183	795	2127	686	2050	744	1748	622	1648	591	1648	599	1632	587
		割合	93.7%	34.1%	93.4%	30.1%	94.2%	34.2%	94.0%	33.4%	94.2%	33.8%	94.4%	34.3%	94.6%	34.0%
村岡	人口	1626		1619		1391		1203		1157		1158		1148		
	児童クラブ	圏域人口	1349	695	1348	635	1174	582	1017	492	984	476	984	487	979	484
		割合	83.0%	42.7%	83.3%	39.2%	84.4%	41.9%	84.5%	40.9%	85.0%	41.1%	85.0%	42.0%	85.3%	42.1%
藤沢	人口	2193		2243		2231		2015		1885		1918		1960		
	児童クラブ	圏域人口	2136	1165	2177	1204	2185	1261	1977	1140	1848	1057	1881	1069	1924	1080
		割合	97.4%	53.1%	97.1%	53.7%	97.9%	56.5%	98.1%	56.6%	98.0%	56.1%	98.1%	55.7%	98.1%	55.1%
明治	人口	1500		1461		1441		1323		1217		1173		1138		
	児童クラブ	圏域人口	1261	675	1158	609	1201	610	1101	538	1004	499	972	480	943	462
		割合	84.1%	45.0%	79.3%	41.7%	83.3%	42.3%	83.2%	40.7%	82.4%	41.0%	82.9%	41.0%	82.8%	40.6%
善行	人口	2022		2203		2154		1890		1788		1816		1923		
	児童クラブ	圏域人口	1644	543	1723	571	1774	646	1534	546	1433	505	1446	508	1506	533
		割合	81.3%	26.9%	78.2%	25.9%	82.4%	30.0%	81.1%	28.9%	80.2%	28.2%	79.6%	28.0%	78.3%	27.7%
湘南大庭	人口	1782		1649		1551		1163		936		828		763		
	児童クラブ	圏域人口	1715	844	1598	824	1509	789	1132	594	911	479	805	422	742	390
		割合	96.2%	47.3%	96.9%	50.0%	97.3%	50.9%	97.3%	51.1%	97.3%	51.2%	97.3%	51.0%	97.3%	51.1%
六会	人口	2133		1930		1803		1620		1576		1551		1557		
	児童クラブ	圏域人口	1994	1063	1806	961	1672	815	1504	731	1463	707	1445	705	1452	692
		割合	93.5%	49.9%	93.6%	49.8%	92.7%	45.2%	92.8%	45.1%	92.8%	44.8%	93.2%	45.5%	93.2%	44.4%
湘南台	人口	1874		1658		1580		1620		1677		1640		1569		
	児童クラブ	圏域人口	1851	928	1638	847	1567	917	1606	946	1664	984	1628	971	1558	931
		割合	98.8%	49.5%	98.8%	51.1%	99.2%	58.1%	99.2%	58.4%	99.2%	58.7%	99.3%	59.2%	99.3%	59.3%
遠藤	人口	709		574		445		412		535		741		559		
	児童クラブ	圏域人口	412	47	322	39	241	31	222	29	270	40	353	57	278	42
		割合	58.1%	6.6%	56.0%	6.8%	54.1%	7.0%	53.8%	7.1%	50.5%	7.4%	47.6%	7.7%	49.7%	7.5%
長後	人口	1552		1467		1324		1112		1012		975		949		
	児童クラブ	圏域人口	1218	653	1148	616	1046	559	877	468	797	425	767	409	746	398
		割合	78.5%	42.1%	78.2%	42.0%	79.0%	42.2%	78.8%	42.1%	78.8%	42.0%	78.6%	41.9%	78.5%	41.9%
御所見	人口	972		998		1011		855		796		786		773		
	児童クラブ	圏域人口	312	120	325	128	289	110	208	79	179	67	175	65	187	68
		割合	32.2%	12.3%	32.5%	12.8%	28.6%	10.9%	24.4%	9.2%	22.5%	8.4%	22.2%	8.2%	24.2%	8.8%

⑦コミュニティ施設



			H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
			800m圏						
人口			409657	420184	427130	429714	430789	427824	422659
藤沢市	コミュニティ施設	圏域人口	387989	397935	404506	406870	407733	404937	400212
		割合	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	94.6%	94.7%	94.7%
	コミュニティ拠点	圏域人口	229200	236111	242006	244574	246404	246016	244475
		割合	55.9%	56.2%	56.7%	56.9%	57.2%	57.5%	57.8%
片瀬	コミュニティ施設	圏域人口	21158	20803	20002	19059	18129	17241	16325
		割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	コミュニティ拠点	圏域人口	14323	14257	13880	13406	12942	12491	11994
		割合	67.7%	68.5%	69.4%	70.3%	71.4%	72.5%	73.5%
鶴沼	コミュニティ施設	圏域人口	56016	57836	59273	60353	60917	61362	61364
		割合	96.1%	96.0%	96.0%	96.0%	95.9%	95.8%	95.9%
	コミュニティ拠点	圏域人口	26353	27154	28073	28624	28971	29367	29705
		割合	45.2%	45.1%	45.5%	45.5%	45.6%	45.9%	46.4%
辻堂	コミュニティ施設	圏域人口	38284	38540	38155	37468	36710	35954	35144
		割合	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
	コミュニティ拠点	圏域人口	24135	24542	24498	24256	23952	23641	23255
		割合	63.0%	63.7%	64.2%	64.7%	65.2%	65.8%	66.2%
村岡	コミュニティ施設	圏域人口	24916	25441	25629	25899	25762	25485	25034
		割合	87.8%	88.1%	88.3%	88.6%	88.9%	89.3%	89.6%
	コミュニティ拠点	圏域人口	11983	12176	12290	12469	12294	12029	11663
		割合	42.2%	42.1%	42.4%	42.7%	42.4%	42.1%	41.7%
藤沢	コミュニティ施設	圏域人口	43131	44856	46603	47752	48768	49783	50693
		割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	コミュニティ拠点	圏域人口	33607	35237	37004	38241	39354	40451	41424
		割合	77.9%	78.6%	79.4%	80.1%	80.7%	81.3%	81.7%
明治	コミュニティ施設	圏域人口	26308	27443	28473	28749	28825	28746	28508
		割合	95.9%	95.8%	95.9%	95.9%	95.8%	95.8%	95.8%
	コミュニティ拠点	圏域人口	13316	13806	14629	14668	14638	14542	14406
		割合	50.6%	50.3%	51.4%	51.0%	50.8%	50.6%	50.5%
善行	コミュニティ施設	圏域人口	35808	37569	38672	39437	39975	40410	40798
		割合	94.7%	94.8%	94.9%	95.0%	95.1%	95.2%	95.3%
	コミュニティ拠点	圏域人口	17722	19154	20264	21206	22000	22717	23354
		割合	49.5%	51.0%	52.4%	53.8%	55.0%	56.2%	57.2%
湘南大庭	コミュニティ施設	圏域人口	31391	31626	30913	29705	28083	26121	23981
		割合	97.1%	97.1%	97.3%	97.5%	97.6%	97.7%	97.8%
	コミュニティ拠点	圏域人口	16315	16670	16548	16232	15694	14902	13925
		割合	52.0%	52.7%	53.5%	54.6%	55.9%	57.1%	58.1%
六会	コミュニティ施設	圏域人口	36356	37214	37866	37977	37629	37197	36401
		割合	88.9%	88.9%	88.9%	88.8%	88.7%	88.5%	88.6%
	コミュニティ拠点	圏域人口	24480	25039	25458	25464	25253	24958	24483
		割合	67.3%	67.3%	67.2%	67.1%	67.1%	67.1%	67.3%
湘南台	コミュニティ施設	圏域人口	33987	35456	37940	40046	41897	42256	42489
		割合	99.5%	99.5%	99.5%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%
	コミュニティ拠点	圏域人口	23546	24417	25927	27016	27982	27994	27917
		割合	69.3%	68.9%	68.3%	67.5%	66.8%	66.2%	65.7%
遠藤	コミュニティ施設	圏域人口	8501	8838	9103	9296	11116	11551	11703
		割合	89.4%	89.2%	89.1%	89.1%	88.4%	88.3%	88.2%
	コミュニティ拠点	圏域人口	5091	5275	5419	5521	6497	6728	6802
		割合	59.9%	59.7%	59.5%	59.4%	58.5%	58.2%	58.1%
長後	コミュニティ施設	圏域人口	29922	30135	29861	29337	28544	27627	26623
		割合	93.5%	93.5%	93.4%	93.4%	93.4%	93.4%	93.4%
	コミュニティ拠点	圏域人口	12530	12637	12568	12385	12088	11695	11259
		割合	41.9%	41.9%	42.1%	42.2%	42.3%	42.3%	42.3%
御所見	コミュニティ施設	圏域人口	18132	18587	18790	18770	18604	18359	18028
		割合	74.3%	73.8%	72.7%	71.6%	70.7%	70.4%	70.1%
	コミュニティ拠点	圏域人口	5798	5748	5447	5086	4738	4501	4286
		割合	32.0%	30.9%	29.0%	27.1%	25.5%	24.5%	23.8%

⑧公園



		H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	
		250m圏							
藤沢市	人口	409657	420184	427130	429714	430789	427824	422659	
	公園	圏域人口	361172	370609	377108	379697	380188	377757	373432
	割合	88.2%	88.2%	88.3%	88.4%	88.3%	88.3%	88.4%	
片瀬	人口	21158	20803	20002	19059	18129	17241	16325	
	公園	圏域人口	20720	20401	19653	18754	17871	17019	16142
	割合	97.9%	98.1%	98.3%	98.4%	98.6%	98.7%	98.9%	
鵠沼	人口	58310	60229	61734	62894	63530	64027	64018	
	公園	圏域人口	55904	57755	59247	60395	61037	61534	61547
	割合	95.9%	95.9%	96.0%	96.0%	96.1%	96.1%	96.1%	
辻堂	人口	38284	38540	38155	37468	36710	35954	35144	
	公園	圏域人口	36239	36460	36080	35417	34706	33992	33235
	割合	94.7%	94.6%	94.6%	94.5%	94.5%	94.5%	94.6%	
村岡	人口	28368	28888	29017	29223	28978	28553	27948	
	公園	圏域人口	28060	28558	28668	28855	28598	28166	27565
	割合	98.9%	98.9%	98.8%	98.7%	98.7%	98.6%	98.6%	
藤沢	人口	43131	44856	46603	47752	48768	49783	50693	
	公園	圏域人口	42171	43889	45636	46796	47821	48840	49754
	割合	97.8%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	98.1%	98.1%	
明治	人口	26308	27443	28473	28749	28825	28746	28508	
	公園	圏域人口	25282	26352	27360	27611	27675	27597	27366
	割合	96.1%	96.0%	96.1%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	
善行	人口	35808	37569	38672	39437	39975	40410	40798	
	公園	圏域人口	32100	33762	34819	35569	36125	36633	37122
	割合	89.6%	89.9%	90.0%	90.2%	90.4%	90.7%	91.0%	
湘南大庭	人口	31391	31626	30913	29705	28083	26121	23981	
	公園	圏域人口	30070	30313	29662	28551	27029	25158	23112
	割合	95.8%	95.9%	96.0%	96.1%	96.2%	96.3%	96.4%	
六会	人口	36356	37214	37866	37977	37629	37197	36401	
	公園	圏域人口	31837	32565	33101	33154	32827	32451	31706
	割合	87.6%	87.5%	87.4%	87.3%	87.2%	87.2%	87.1%	
湘南台	人口	33987	35456	37940	40046	41897	42256	42489	
	公園	圏域人口	30269	31546	33713	35529	37129	37420	37592
	割合	89.1%	89.0%	88.9%	88.7%	88.6%	88.6%	88.5%	
遠藤	人口	8501	8838	9103	9296	11116	11551	11703	
	公園	圏域人口	4553	4694	4802	4876	5596	5762	5806
	割合	53.6%	53.1%	52.8%	52.5%	50.3%	49.9%	49.6%	
長後	人口	29922	30135	29861	29337	28544	27627	26623	
	公園	圏域人口	19163	19303	19142	18816	18319	17720	17063
	割合	64.0%	64.1%	64.1%	64.1%	64.2%	64.1%	64.1%	
御所見	人口	18132	18587	18790	18770	18604	18359	18028	
	公園	圏域人口	4805	5012	5226	5374	5453	5463	5423
	割合	26.5%	27.0%	27.8%	28.6%	29.3%	29.8%	30.1%	

『都市再生特別措置法』（抜粋）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節 立地適正化計画の作成等

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 都市機能誘導区域内の区域であつて、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域（以下「駐車場配置適正化区域」という。）

- 二 前号の区域における路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。第百六条第一項において同じ。）の配置及び規模の基準（同条において「路外駐車場配置等基準」という。）に関する事項
- 三 第一号の区域における駐車施設（駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約するために整備する駐車施設（第百七条において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模に関する事項
- 6 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。
- 7 市町村は、立地適正化計画に第五項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。
- 8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域外の区域のうち、住宅が相当数存在し、跡地（建築物の敷地であった土地で現に建築物が存しないものをいう。以下この項において同じ。）の面積が現に増加しつつある区域で、良好な生活環境の確保及び美観風致の維持のために当該区域内の跡地及び跡地に存する樹木（以下「跡地等」という。）の適正な管理が必要となると認められる区域（以下「跡地等管理区域」という。）並びに当該跡地等管理区域における跡地等の適正な管理を図るための指針（第百十条において「跡地等管理指針」という。）に関する事項を記載することができる。
- 9 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 10 立地適正化計画は、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 11 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）その他政令で定める区域については定めないものとする。
- 12 第二項第三号の都市機能誘導区域及び誘導施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。

1 3 市町村は、立地適正化計画の作成に当たっては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。

1 4 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

1 5 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。

1 6 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更（第十四項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（都市計画法の特例）

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第十五項（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

（都市再生整備計画に係る交付金の特例）

第八十三条 市町村は、国土交通省令で定めるところにより、第八十一条第二項第四号に掲げる事項（第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第二号又は第三号に掲げる事業等であって当該市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができる。

2 前項の規定により立地適正化計画が提出されたときは、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画の提出があったものとみなして、同条第二項から第四項まで及び第四十八条から第五十条までの規定を適用する。この場合において、第四十七条第二項中「事業等の実施」とあるのは、「第八十三条第一項に規定する事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する同項に規定する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）」とする。

（立地適正化計画の評価等）

第八十四条 市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

- 4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

(都市計画における配慮)

第八十五条 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、立地適正化計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第一款 都市計画の決定等の提案

(特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)

第八十六条 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における政令で定める戸数以上の住宅の整備に関する事業（以下「特定住宅整備事業」という。）を行おうとする者は、都市計画決定権者に対し、当該特定住宅整備事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

- 一 第三十七条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる都市計画
- 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画
- 三 その他政令で定める都市計画

- 2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業」と、第四十条第一項中「者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

(特定住宅整備事業を行おうとする者による景観計画の策定等の提案)

第八十七条 特定住宅整備事業を行おうとする者は、景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該特定住宅整備事業を行うために必要な景観計画（同法第八条第一項に規定する景観計画をいう。以下この項において同じ。）の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業に係る土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第二款 建築等の届出等

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三款 居住調整地域等

（居住調整地域）

第八十九条 立地適正化計画の区域（市街化調整区域を除く。）のうち、当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域については、都市計画に、居住調整地域を定めることができる。

（開発行為等の許可等の特例）

第九十条 居住調整地域に係る特定開発行為（住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつて

は、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。)をいう。以下同じ。)については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、特定開発行為及び特定建築等行為(住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為(当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。))をいう。第九十二条において同じ。)については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、同法第三十四条及び第四十三条の規定(同条第一項の規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第三十四条中「開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「次の各号」とあるのは「第十号又は第十二号から第十四号まで」と、同法第四十三条第一項中「第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設しては」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等(同条の政令で定める戸数未滿の住宅を除く。以下この項において「住宅等」という。))を新築しては」と、「同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物」とあるのは「住宅等」と、同条第二項中「第三十四条」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する第三十四条」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条 特定開発行為については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、土地区画整理法第九条第二項、第二十一条第二項及び第五十一条の九第二項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「土地区画整理事業」とあるのは「土地区画整理事業(施行区域の土地について施行するものを除く。)」と、「同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為が同条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条第十号又は第十二号から第十四号まで」とする。

第九十二条 特定開発行為及び特定建築等行為については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第十三条第十項から第十二項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「開発行為(同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。)」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「同法」とあるのは「都市計画法」と、同項及び同条第十一項中「第三十四条」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条」とする。

(市町村の長による開発許可関係事務の処理)

第九十三条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めるときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務(以下「開発許可関係事務」という。)を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第三十三条第六項、第三十四条第十一号及び第十二号、第三十四条の二、第三十五条の二第四項、第四十三条第三項並びに第七十八条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、同法第二十九条第一項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第七十八条第一項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。

第九十四条 前条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条の七第二項、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十二第二項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

- 2 前条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条の七第一項、地域再生法第十七条の七第六項並びに大規模災害からの復興に関する法律第十三条第九項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する指定都市等と、地域歴史的風致法第五条第四項の規定の適用については同項に規定する指定都市とみなす。

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款 民間誘導施設等整備事業計画の認定等

（民間誘導施設等整備事業計画の認定）

第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であって、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「誘導事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「誘導施設等整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画（以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の認定（以下「誘導事業計画の認定」という。）の申請は、当該申請に係る誘導施設等整備事業に係る立地適正化計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）を経

由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該民間誘導施設等整備事業計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 民間誘導施設等整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 誘導事業区域の位置及び面積
- 二 誘導施設の概要
- 三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
- 四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
- 五 工事着手の時期及び事業施行期間
- 六 用地取得計画
- 七 資金計画
- 八 その他国土交通省令で定める事項

(民間誘導施設等整備事業計画の認定基準等)

第九十六条 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る民間誘導施設等整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、誘導事業計画の認定をすることができる。

- 一 当該誘導施設等整備事業が、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。
- 二 当該誘導施設等整備事業が、立地適正化計画に記載された第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。
- 三 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。
- 四 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該誘導施設等整備事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 当該誘導施設等整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該誘導施設等整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(計画作成市町村であるものを除く。以下「公共施設の管理者等」という。)の意見を聴かなければならない。

(誘導事業計画の認定の通知)

第九十七条 国土交通大臣は、誘導事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を計画作成市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、誘導事業計画の認定を受けた者(以下「認定誘導事業者」という。)の氏名又は名称、事業施行期間、誘導事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間誘導施設等整備事業計画の変更)

第九十八条 認定誘導事業者は、誘導事業計画の認定を受けた民間誘導施設等整備事業計画(以下「認定誘導事業計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 第九十五条第二項及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第九十九条 国土交通大臣は、認定誘導事業者に対し、認定誘導事業計画(認定誘導事業計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る誘導施設等整備事業(以下「認定誘導事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第一百条 認定誘導事業者の一般承継人又は認定誘導事業者から認定誘導事業計画に係る誘導事業区域内の土地の所有権その他当該認定誘導事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定誘導事業者が有していた誘導事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、計画作成市町村の意見を聴かなければならない。

(改善命令)

第一百一条 国土交通大臣は、認定誘導事業者が認定誘導事業計画に従って認定誘導事業を施行していないと認めるときは、当該認定誘導事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(誘導事業計画の認定の取消し)

第一百二条 国土交通大臣は、認定誘導事業者が前条の規定による処分に違反したときは、誘導事業計画の認定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、計画作成市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務)

第一百三条 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による誘導施設等整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定誘導事業者の認定誘導事業の施行に要する費用の一部(公共施設等その他公益的施設で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定誘導事業者(専ら認定誘導事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)に対する出資

ロ 専ら、認定誘導事業者から認定誘導事業の施行により整備される建築物及びその敷地(以下この号において「認定誘導建築物等」という。)又は認定誘導建築物等に係る信

託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等に対する出資

ハ 不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引（認定誘導建築物等を整備し、又は整備された認定誘導建築物等を取得し、当該認定誘導建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託（受託した土地に認定誘導建築物等を整備し、当該認定誘導建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 認定誘導事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第三百条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第三百条第一項第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第三百条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第三百条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

（民間都市開発法の特例）

第四百四条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定誘導事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であるものについての同号の規定の適用については、同号中「という。）」とあるのは、「という。）並びに都市再生特別措置法第三百条第一項第一号の政令で定める公益的施設」とする。

第二款 土地区画整理法の特例

第五百五条 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条において同じ。）は、同法第八十六条第一項の換地計画（以下この条において「換地計画」という。）の内容について同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者（施行者が土地区画整理組合である場合にあつては、参加組合員を含む。）の全ての同意を得たときは、同法第八十九条の規定によらないで、換地計画において換地を定めることができる。この場合においては、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は、適用しない。

第三款 駐車場法の特例等

(特定路外駐車場の設置の届出等)

第百六条 立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に関する事項に係る駐車場配置適正化区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該駐車場配置適正化区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第百七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に関する事項に係る駐車場配置適正化区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法第八十一条第五項第一号に規定する駐車場配置適正化区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同項第三号に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車場配置適正化区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあ

るのは「前条第一項又は第二項の駐車場配置適正化区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」とする。

第四款 建築等の届出等

第一百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者(当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。)は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのもつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五款 特定用途誘導地区

第一百九条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域(同号に掲げる工業専用地域を除く。)が定められている区域に限る。)については、都市計画に、特定用途誘導地区を定めることができる。

- 2 特定用途誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物等の誘導すべき用途、その全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度及び建築物の高さの最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。)を定めるものとする。

第四節 跡地等管理協定等

(跡地等の管理に関する市町村の援助等)

第百十条 第八十一条第八項の規定により立地適正化計画に跡地等管理区域及び跡地等管理指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該跡地等管理指針に即し、当該跡地等管理区域内の跡地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、当該跡地等の適正な管理を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 市町村長は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等の所有者等が当該跡地等管理指針に即した跡地等の管理を行わないため、当該跡地等の周辺の生活環境及び美観風致が著しく損なわれていると認めるときは、当該所有者等に対し、当該跡地等管理指針に即した跡地等の管理を行うよう勧告することができる。

(跡地等管理協定の締結等)

第百十一条 市町村又は都市再生推進法人等(第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第百十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。)又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第百十六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等(緑地管理機構にあつては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあつては景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理するため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理協定」という。)を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。

一 跡地等管理協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。)

二 協定跡地等の管理の方法に関する事項

三 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項

四 跡地等管理協定の有効期間

五 跡地等管理協定に違反した場合の措置

2 跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 跡地等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 立地適正化計画に記載された第八十一条第八項に規定する事項に適合するものであること。

二 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(跡地等管理協定の認可)

第一百十二条 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 跡地等管理協定の内容が、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(跡地等管理協定の変更)

第一百十三条 第一百十一条第二項から第四項まで及び前条の規定は、跡地等管理協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第一百十四条 都市再生推進法人等が跡地等管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生特別措置法第一百十一条第一項に規定する都市再生推進法人等（以下「都市再生推進法人等」という。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生推進法人等」とする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第一百十五条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理を行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又はニ（１）」とあるのは、「若しくはニ（１）又は都市再生特別措置法第一百十五条第一項第一号」とする。

(景観整備機構の業務の特例)

第一百十六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理協定に基づく跡地等の管理を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、景観法第九十五条第一項及び第二項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務及び都市再生特別措置法第一百十六条第一項に規定する業務」とする。

第七章 市町村都市再生協議会

第一百十七条 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

- 一 市町村
 - 二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人
 - 三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構
 - 四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構
 - 五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構
 - 六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人
 - 七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等
- 2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。
 - 3 誘導施設等整備民間事業者であつて市町村協議会の構成員でないものは、第一項の規定により市町村協議会を組織する同項各号に掲げる者に対して、自己を市町村協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。
 - 4 前項の規定による申出を受けた第一項各号に掲げる者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。
 - 5 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、第四十六条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者及び第八十一条第二項第四号イからへまでに掲げる事業等を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 6 市町村協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
 - 7 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

第八章 都市再生推進法人

(都市再生推進法人の指定)

第一百八条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第一百九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの

ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの

ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業

ニ 立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内における跡地等の管理に関する事業

二 特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。

七 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

九 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

十 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第二百二十条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務（同条第三号イに掲げる事業のうち都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第二百二十一条 市町村長は、第百十九条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が第百十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第百十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(民間都市機構の行う推進法人支援業務)

第二百二十二条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百三条第一項に規定する業務のほか、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第百十九条第二号に掲げる業務（都市開発事業に係るものに限る。）の実施に対する助成を行うこと。

二 推進法人に対し、その業務（民間事業者による都市開発事業に係るものに限る。）の実施に関し必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第二百二十二条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第

一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第二百二十二条第一項第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項(都市再生特別措置法第二百二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(都市再生特別措置法第二百二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

- 3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

(情報の提供等)

第二百二十三条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第九章 雑則

(区分経理)

第二百二十四条 民間都市機構は、次に掲げる経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十九条第一項第一号に掲げる業務(同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。)及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務(同号イ及びロに掲げる方法(出資に係る部分を除く。))により支援するものに限る。次条において同じ。)に係る経理

- 二 第二十九条第一項第二号に掲げる業務に係る経理

(第二十九条第一項第一号に掲げる業務等に要する資金に係る債券の発行額の特例等)

第二百五条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

- 2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(権限の委任)

第二百二十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(命令への委任)

第二百二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第二百二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第十章 罰則

第二百二十九条 第六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第二項に規定する行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

第二百三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

『都市再生特別措置法施行令』（抜粋）

（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

第二十四条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第二十五条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の住宅等の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十六条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第三十四条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第三十三条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものものの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものものとする行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十四条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

『都市再生特別措置法施行規則』（抜粋）

（建築等の届出）

第三十五条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十
 - 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合 別記様式第十一
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
 - 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第三十六条 法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三十七条 法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第三十八条 法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（建築等の届出）

第五十二条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十八
 - 二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合 別記様式第十九
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
- 二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの
- 三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第五十三条 法第百八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第五十四条 法第百八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

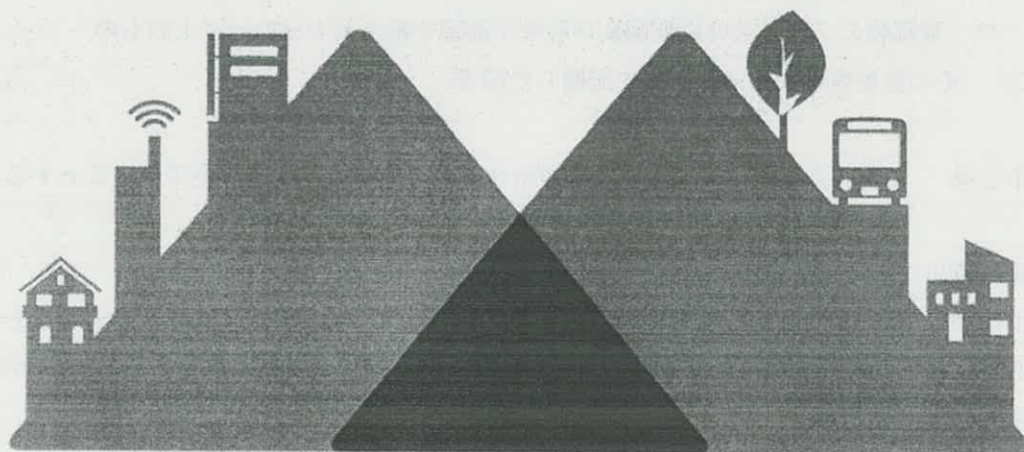
第五十五条 法第百八条第二項の規定による届出は、別記様式第二十による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第五十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

「立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省）」

「都市再生特別措置法」に基づく
立地適正化計画概要パンフレット

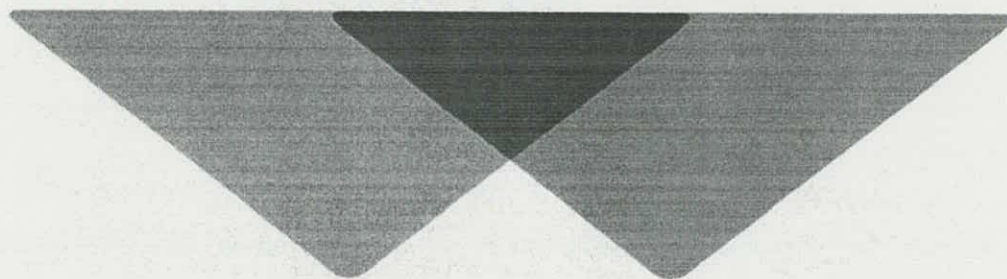
 **国土交通省**
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
平成26年8月1日時点版



みんなで進める、コンパクトなまちづくり

～いつまでも暮らしやすいまちへ～

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク



法改正の背景

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要で

す。都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくため、改正されました。

コンパクトなまちづくり、はじめてみませんか？

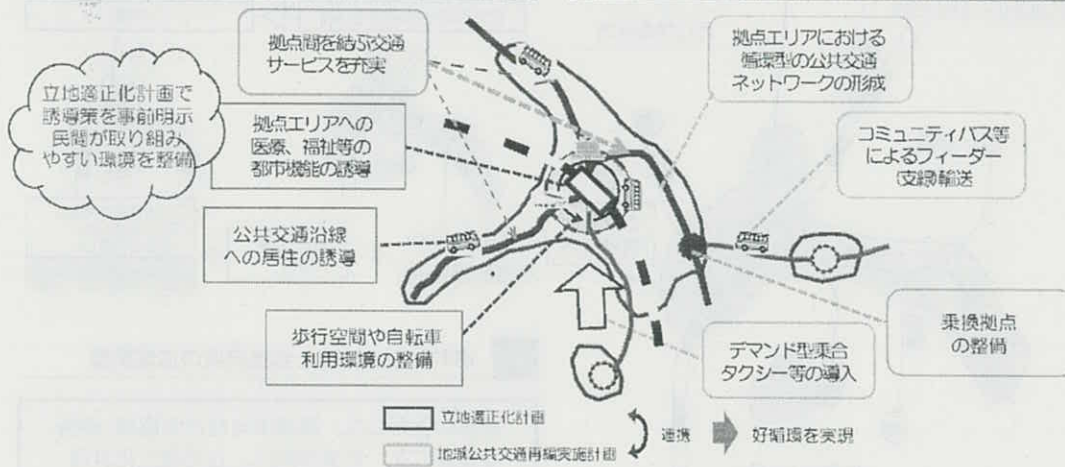
立地適正化計画制度の意義と役割

都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

※公的不動産(PRE)：市町村が所有する公共施設や公有地等

これまでの制度との違い

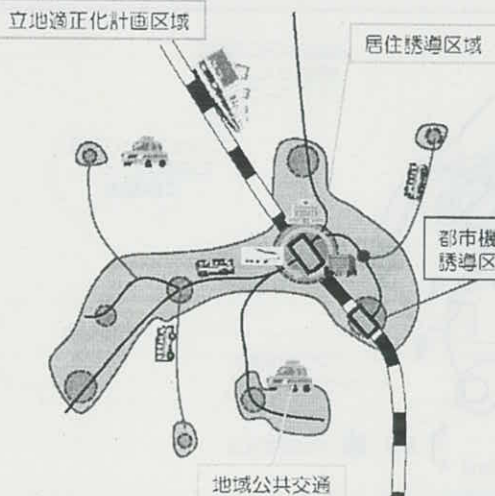
改正都市再生特別措置法では、初めて「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を具体的に措置しました。

また、「コンパクトなまちづくり」を進めるためには、居住や福祉などの民間の施設や活動が重要であることから、都市全体を見渡しながらかの誘導を図ることに、初めて焦点を当てています。

改正都市再生特別措置法に基づく 立地適正化計画

都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。



居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能に。

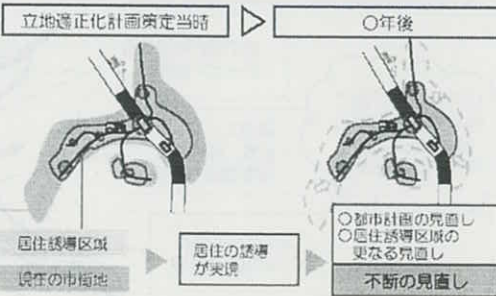
線引きの場合

非線引きの場合



時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。



市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

立地適正化計画

市町村がまちづくりの担い手として作成

都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的観点から作成

立地適正化計画の策定

立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載する際、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

【区域】（必須事項）

- 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全とすることが基本となります。
- また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

【基本的な方針】（必須事項）

- 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な実施状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましいです。

都市機能誘導区域

○区域の設定（必須事項）

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

○施設施設（必須事項）

- 施設施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能施設施設です。
- ※居住者の利便性の向上を図るために必要施設が、都市機能誘導区域に多くあてはまるものとします。

居住誘導区域

○区域の設定（必須事項）

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが継続的に提供されるよう、居住を誘導すべき区域です。

防地等管理区域

○区域の設定（任意事項）

- 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地の適正な管理を必要とする区域です。

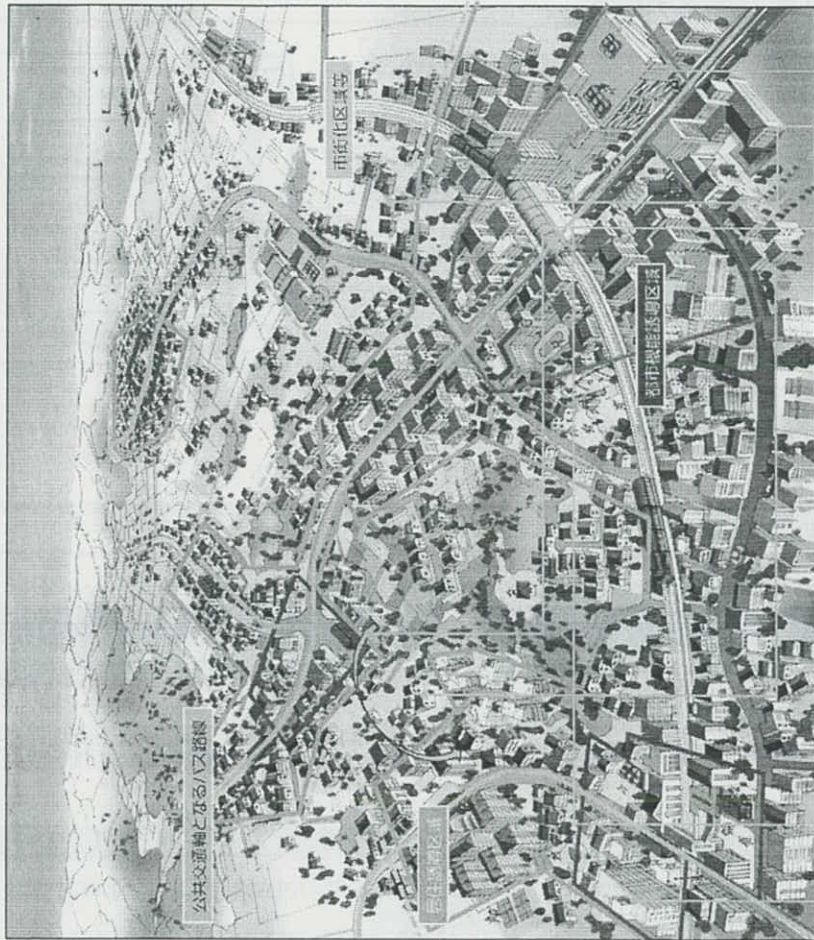
駐車場配置適正化区域

○区域の設定（任意事項）

- 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。

特別措置

支援措置・税制措置



特定用途誘導区域	都市計画区域の従来の用途	都市機能誘導区域・防地等管理区域	区域外の住宅の誘導やコンパクトロール
都市機能誘導区域	都市計画区域の従来の用途	居住誘導区域	空き家再生等推進事業
居住誘導区域	都市計画区域の従来の用途	防地等管理区域	空き家再生等推進事業
防地等管理区域	都市計画区域の従来の用途	駐車場配置適正化区域	空き家再生等推進事業
駐車場配置適正化区域	都市計画区域の従来の用途	公共交通軸となるバス路線	空き家再生等推進事業

居住誘導区域関連

都市機能誘導区域関連

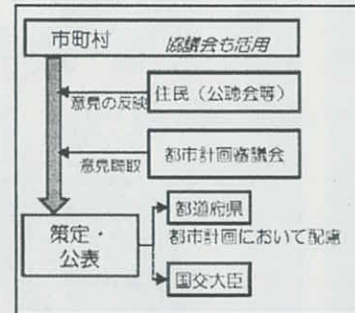
立地適性化計画の策定手続き

立地適性化計画の策定にあたっては、市町村や民間事業者、住民代表などの地域の関係者が活発な議論を交わすと共に、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要です。

このため、計画の策定に当たっての協議や計画の実施に係る連絡調整の場として、「市町村都市再生協議会」を設置することができます。

また、計画策定に当たっては、公聴会の開催など住民意見を汲み取ったうえで、都市計画審議会の意見を聴くこととされており

ます。なお、市町村の内部においても、都市部局だけではなく、医療・福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災、土木等を担当する他部局と十分な連携や共同での検討を行うことが大切です。



特例措置・税制措置

特定用途誘導地区

福祉・医療施設等の建替等に際し、市町村は、容積率や用途制限を緩和する特定用途誘導地区の設定が可能に。

駐車場立地適正化区域

- 附置義務駐車施設の集約化が可能に。
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定規模以上の駐車場の設置について、市町村長への事前届出・勧告の対象に。

区域外の都市機能立地の緩やかなゾーニング

誘導施設の区域外での立地について、市町村への事前届出・勧告対象に

居住誘導区域

都市計画等の提案の特例

住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度の導入（例：低層住居専用地域への用途変更）

区域外の居住の緩やかなゾーニング

- 区域外での住宅建築等を、事前届出・勧告の対象に
- 居住調整地域を設定し、開発許可の対象とすることも可能に

跡地等管理区域・跡地等管理協定制度

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ。
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度。
- 居住誘導区域には定めることができない。

《税制措置》

- 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 …… 80%課税繰り延べ
- 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例 …… 軽減税率、居住用資産の100%課税繰り延べ
- 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 …… 軽減税率、1,500万円特別控除
- 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置 …… 5年間4/5に軽減

都市再生特別措置法に関する支援措置

都市機能誘導区域

都市機能立地支援事業

立地適正化計画に記載された、公的不動産の活用等と合わせて民間事業者が行う、誘導施設の整備等に対して、国から直接補助を行う。

都市再構築戦略事業（交付金）

立地適正化計画に位置付けられた、中心拠点・生活拠点の形成に資する誘導施設の整備等に対して国が支援。

優良建築物等整備事業（交付金）

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、誘導施設の整備、土地利用の共同化、高度化等を行う優良建築物等の整備に対して国が支援。

市街地再開発事業・防災街区整備事業（交付金）

都市機能誘導区域において一定の要件を満たすものについて、交付対象額の嵩上げ等により支援を強化。

都市再生区画整理事業（交付金）

都市機能誘導重点地区を重点地区に追加するとともに、誘導施設が立地する場合、交付限度額に道路用地費を全額算入。

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

都市機能誘導区域における、快適な都市空間の形成・維持等に資する都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む社会実験等を支援。

スマートウェルネス住宅等推進事業

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と健康維持増進に関する取組みが行われる住宅団地等における生活支援・交流施設整備の支援を強化等。

都市再生事業等（独立行政法人都市再生機構）

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合等において、計画策定コーディネートの実施、政府出資金を活用した事業用地の先行取得、市街地再開発事業等の施行等により支援。

（金融支援）

まち再生出資（民間都市開発推進機構）

都市機能誘導区域内において行われる誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設（寄与施設）を整備する民間都市開発事業に対して出資。【総事業費の50%又は公共施設等+誘導施設の整備費又は資本の50%のうち最も少ない額】

居住誘導区域

景観促進景観・歴史的風致形成促進事業

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における、一定の要件を満たす景観・歴史的風致形成に資する事業に対して国が支援。

ストック再生緑化事業（交付金）

居住誘導区域内の既存の公共施設又は民間建築物（公開性を有するものに限る）及びその敷地内で整備される一定の要件を満たす緑化施設の整備に対して国が支援。

公営住宅整備事業（交付金）

居住誘導区域外の公営住宅を除去し、居住誘導区域内に再建等する場合の除却費等を支援対象に新たに追加。

空き家再生等推進事業（交付金）

老朽化の著しい住宅が存在する地区における不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却の支援対象に居住誘導区域外を追加。

市民緑地等整備事業（交付金）

低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、居住誘導区域内における市民緑地を整備する際の対象要件を緩和。

市民農園整備事業（交付金）

居住誘導区域外において、生産緑地の買取り中出に基づき農地を買取り、都市公園として市民農園を整備する際の対象要件を緩和。

立地適正化計画区域

都市・地域交通戦略推進事業

都市構造の再構築に取り組む都市における公共交通の利用環境の充実を重点的に支援し、歩行空間の整備等を新たに補助対象とする等、公共交通等への支援を強化。

集約都市形成支援事業（旧市外市形成支援事業）

立地適正化計画等の策定、都市の誘導施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援。